

横手市消防本部業務継続計画
【大規模災害時対応】

令和4年4月
横手市消防本部

目 次

第1章 計画の位置付け	P 1
1 策定の趣旨	P 1
2 基本的な考え方	P 1
第2章 被害想定と業務継続計画への影響	P 3
1 想定する地震	P 3
2 被害状況	P 3
第3章 危機管理体制の確立とBCPの発動及び停止	P 5
1 大規模災害対策の概要	P 5
2 受援計画等の概要	P 5
3 BCP発動及び停止	P 5
第4章 継続すべき非常時優先業務等	P 6
1 非常時優先業務の選定	P 6
第5章 業務継続のための執行体制	P 11
1 執務体制	P 11
2 安否確認	P 11
3 権限委任	P 11
第6章 業務継続のための執務環境の確保	P 12
1 庁舎・設備	P 12
2 通信	P 13
3 情報システム	P 13
4 広報	P 13
5 その他	P 13
第7章 計画の検討・見直し	P 14
附則	P 14

第1章 計画の位置付け

1 策定の趣旨

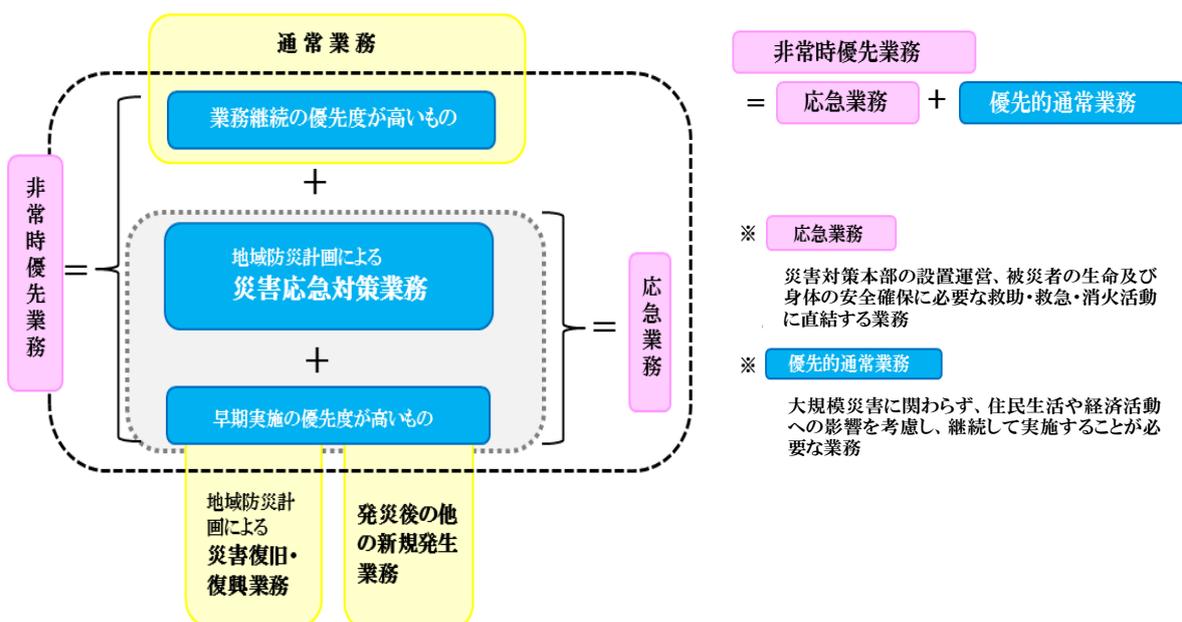
地震等による大規模災害が発生した際、市は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる。一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところであり、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要である。

こうした中、横手市消防本部業務継続計画（以下「BCP」という。）は、災害応急対策業務に加え、横手市消防本部が大規模災害発生時においても継続する必要がある業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定し、業務を執行するための体制（指揮命令系統の明確化、業務対応手順等）や執務環境の確保（業務継続に必要な資源の確保等）についての取組みを定めるものである。

2 基本的な考え方

(1) 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の目的

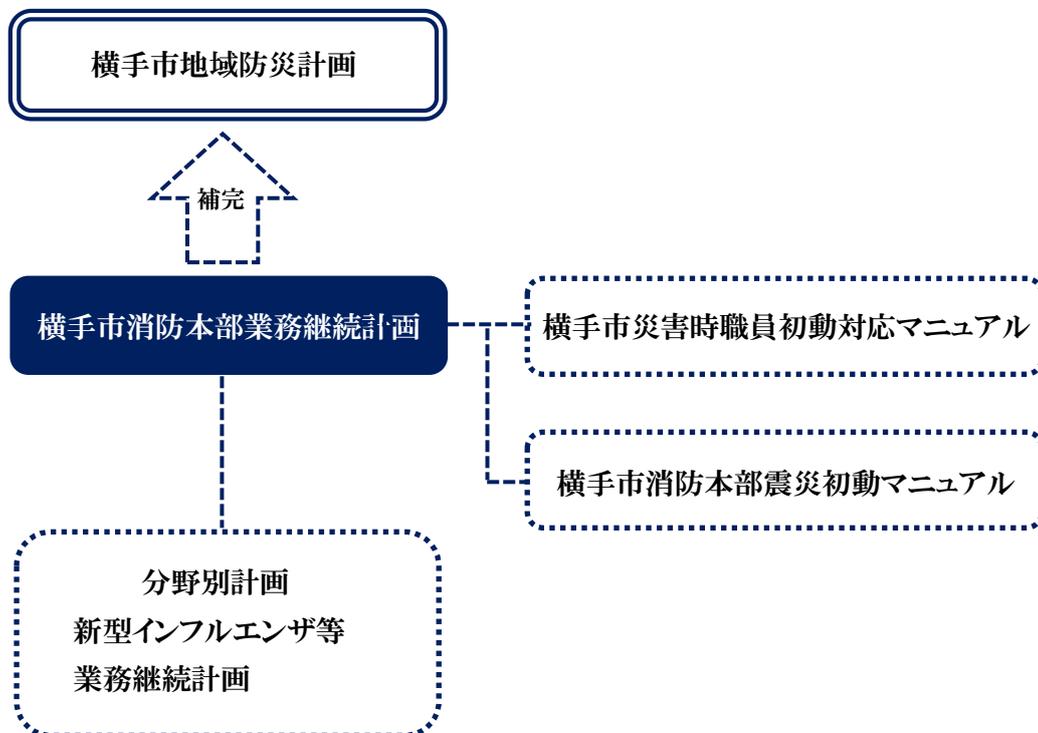
人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況下で、災害時における応急・復旧対策業務に加え、通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期復旧を必要とする業務（非常時優先業務）を事前に決めておき、地震等による大規模災害にあっても、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務を継続することを目的とした計画である。



非常時優先業務のイメージ

(2) 本計画の位置付け

B C Pは、地域防災計画を補完するものとして運用する。



(3) 業務継続の基本方針

ア 大規模災害時から、市民の生命・身体及び財産を守ることを最優先とする。特に発災後3日（72時間）までは、人命救助を最優先とする。

イ 業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用するため、必要資源（人的・物的）の確保・配分は全庁横断的に調整する。

ウ 市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、業務継続の優先度の高い通常業務の継続に努め、それ以外の通常業務は休止・縮小する。

第2章 被害想定と業務継続計画への影響

1 想定する災害（横手盆地真昼山地連動地震）

- (1) 地震規模：M8.1 最大震度 7
- (2) 発生時期：冬の深夜（午前 2 時）

2 被害状況

(1) 被害想定

項目		秋田県全体	横手市	
マグニチュード		8.1		
最大震度（横手市、大仙市、湯沢市、仙北市）		7	7	
建物被害	全壊棟数（棟）	72,594	27,405	
	半壊棟数（棟）	62,000	21,868	
	焼失棟数（棟）	1,034	167	
人的被害	死者数（人）	4,524	1,859	
	負傷者数（人）	18,183	6,946	
	うち重症者数（人）	5,104	2,074	
避難者数	1 日後（人）	143,233	43,476	
	4 日後（人）	152,464	44,351	
	1 ヶ月後（人）	112,718	40,582	
ライフライン被害	電力	停電世帯数（世帯）	149,708	35,586
		復旧日数（日）	8	8
	通信（固定電話・インターネット）	不通回線数（本）	14,125	5,074
		復旧日数（日）	8	8
	上水道	断水人口（人）	219,433	36,651
		復旧日数（日）	29	29
	下水道	機能支障人口（人）	36,977	9,254
		復旧日数（日）	27	27
L P ガス	供給支障人口（人）	46,213	15,770	
	復旧日数（日）	5	5	
その他の被害	橋梁被害	大被害（箇所）	1	不明
		中小被害（箇所）	19	不明
	細街路閉塞延長（m）		2,270,300	625,350
	ブロック塀倒壊（箇所）		48,411	不明

(2) 業務継続への影響

ア 職員の参集可能人数

(ア) 阪神淡路大震災での参集率

	～6時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1か月
神戸市	40%	40%	70%	90%	90%	90%

(出典：地域防災データ総覧 阪神淡路大震災基礎データ編)

(イ) 職員の参集可能人数

災害発生後、初動期～応急期（72時間以内）までに、参集が可能な職員は全体のおよそ70%と予測される。

そのため、少ない職員でも効率的に業務継続できる体制づくりが必要である。

(人)

	職員数 ※1	勤務職員数 (A)※2	勤務外職員数 (B)	参集率40% 勤務職員数 (A)+0.4*(B) ※3	参集率70% 勤務職員数 (A)+0.7*(B) ※3
消防本部・消防署 (日勤者)	17	17	0	17	17
(夜間・休日)		(0)	(17)	(6)	(11)
通信指令室	10	3	7	5	7
消防署	38	11	27	21	29
南分署	34	11	23	20	27
西分署	34	11	23	20	27
平鹿分署	22	7	15	13	17
山内分署	14	4	10	8	11
合計	169	64	104	105	136
(夜間・休日)		(47)	(122)	(95)	(132)

※1：令和4年4月1日現在。秋田県消防防災航空隊派遣職員は除く。

※2：通常勤務時の最低勤務人員。

※3：小数点以下切り捨て。

イ 庁舎の被害想定

被害対象	被害状況	備考
消防本部・消防署（条里北庁舎）	機能に支障なし	
南分署	機能に支障なし	

西分署	機能に支障なし	
平鹿分署（平鹿地域局合同庁舎）	機能に支障なし	
山内分署（山内地域局合同庁舎）	機能に支障なし	

第3章 危機管理体制の確立とBCPの発動及び停止

1 大規模災害対策の概要

横手市内に大規模災害が発生し、横手市災害対策本部等が設置されたときは、消防本部内に消防本部災害対策本部を速やかに設置する。

2 受援計画等の概要

横手市内において、大規模災害等が発生し、現有消防力で対応が困難と判断した時は、秋田県消防相互応援協定に基づく要請や緊急消防援助隊を要請するものとする。

緊急消防援助隊の応援を受ける場合は、横手市消防本部緊急消防援助隊受援計画により応援部隊が効果的に活動できる体制を確保する。

3 BCPの発動及び停止

消防長は、横手市内において大規模災害の発生により、災害対策本部等が設置された場合及び消防庁舎等に甚大な被害が生じた場合に必要に応じてBCPの発動を宣言する。

また、消防長は横手市内における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で、BCPの解除を宣言し、全職員に周知する。

ただし、各責任者は、解除の宣言前であっても、災害応急対策業務の進捗状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させるものとする。

第4章 継続すべき非常時優先業務等

1 非常時優先業務の選定

大規模災害発生時には、特定の業務に対する需要が増大する一方で、業務を担う人員・資機材や環境が制約を受けることが想定される。

B C Pでは、大規模災害発生時にも優先して継続すべき業務を絞り込んでおき、実際に発生した際には、優先して継続する業務に人員・資機材を注力できるようにしておくことが要点となる。

消防本部、消防署及び各分署（以下「消防本部等」という。）の業務を選定し、業務の優先度区分を次に示す。

業務の優先度区分

優先度	内容	業務開始目標
S	大規模災害発生後、強化する業務	—
A	大規模災害発生後、通常維持する業務	—
B	大規模災害発生後、縮小する業務	1週間
C	大規模災害発生後、停止する業務	2週間

消防本部等における業務の優先度区分は、「横手市消防本部の組織等に関する規則」第3条及び「横手市消防署の組織等に関する規程」第2条に規定する事務分掌により区分し、以下に示す。

各所属長は、大規模災害発生前から所掌する事務及び人員を分析しておき、所属における有効な人員活用について計画しておく。

業務の優先度区分

(消防本部総務課)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
総務係	S	組織に関すること	消防本部の方策の決定
	S	職員の福利厚生に関すること	災害対策の強化
	S	物品の調達及び検収に関すること	消防資機材の調達の調達及び燃料の確保等
	S	消防団に関すること	消防団への周知及び再確認など連携強化
	S	所管に属する建物及び附属施設の保守管理に関すること。	最優先で強化
	A	公印の保管に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	職員の公務災害に関すること	平常時同様に業務を継続

	A	予算編成及び予算執行に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	職員の給与及び旅費に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	その他他の課に属さない備品管理に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	その他他の課に属さないこと	平常時同様に業務を継続
	B	職員の任免、賞罰、服務その他身分に関すること	
	B	公文書の收受、発送、整理及び保存に関すること	
	B	条例、規則、規程、告示等に関すること	
	B	議案及び議会に関すること	
	B	被服等の貸与に関すること	
	C	職員の安全衛生委員会及び職員委員会に関すること	
	C	職員の研修に関すること	
	C	職員の表彰に関すること	

(消防本部予防課)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
予防係	A	火災の原因調査及び損害調査に関すること	平常時同様に業務を継続
	B	火災の罹災証明に関すること	状況に応じて対応
	B	建築確認の同意に関すること	状況に応じて対応
	B	その他予防全般に関すること	予防業務に関する事項は一部を縮小
	C	防火思想の普及広報に関すること	
	C	火災予防査察に関すること	
	C	防火管理者講習及び指導に関すること	
	C	火災予防条例に関すること	
	C	幼少年婦人防火委員会及び火災予防組合に関すること	
	C	防火対象物の使用届及び消防用設備検査の指導に関すること	
危険物係	B	危険物施設等の許認可及び検査指導に関すること	状況に応じて対応
	B	その他危険物全般に関すること	危険物に関する事項は一部を縮小
	C	指定可燃物に関すること	

(消防本部警防課)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
----	-----	----	-----------

警防係	S	水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること	最優先で強化
	S	消防機械の燃料及び機械部品の出納管理に関すること	最優先で強化
	A	警防計画に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	消防力の整備指針に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	車両の安全運行管理に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	消防施設整備に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	消防機械器具の維持管理に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	その他警防に関すること	警防業務に関する事項は業務を継続
	C	自衛消防隊の育成指導に関すること	
	C	警防に係る統計及び消防年報作成に関すること	
	C	消防水利施設の調査、同意及び管理に関すること	
救助係	S	救助業務に関すること	最優先で強化
	S	緊急消防援助隊に関すること	最優先で強化
	S	救助資機材の保守管理に関すること	災害対策の強化
	A	その他救助に関すること	救助業務に関する事項は業務を継続
	B	機械器具の操作及び指導に関すること	
	C	救助技術の養成及び指導に関すること	
	C	諸訓練の安全管理に関すること	

(消防本部救急課)

救急係	S	救急医療機関との連絡調整に関すること	最優先で強化
	S	救急業務の管理及び計画に関すること	最優先で強化
	S	救急備品及び消耗品の出納管理に関すること	災害対策の強化
	A	メディカルコントロール体制に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	その他救急全般に関すること	救急業務に関する事項は業務を継続
	B	救急の搬送証明に関すること	状況に応じて対応
	C	救急技術の指導、訓練及び教育に関すること	
	C	応急手当普及啓発に関すること	
	C	救急統計及び報告に関すること	

(消防本部通信指令室)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
通 信 指令係	S	各種災害の通報の受信及び出動指令に関すること	最優先で強化
	S	通信指令施設の運用及び維持管理に関すること	最優先で強化
	S	無線通理事務に関すること	最優先で強化
	S	災害の情報収集に関すること	最優先で強化
	A	火災警報及び気象情報に関すること	平常時同様に業務を継続

(消防署)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
庶務係	S	署員の福利厚生及び衛生管理に関すること	災害対策の強化
	S	庁舎及び附属施設の保守管理並びに備品の管理に関すること	最優先で強化
	A	その他の担当に属さないこと	平常時同様に業務を継続
	B	文書の收受、発送、整理及び保存に関すること	
	C	署員の教養訓練及び服務規律に関すること	
予防係	A	火災の原因調査に関すること	平常時同様に業務を継続
	B	危険物に関すること	事務に関しては業務を一部縮小
	B	その他予防に関すること	予防業務に関する事項は一部を縮小
	C	火災予防及び査察に関すること	
	C	消防用設備等の検査及び維持管理の指導に関すること	
	C	火災予防組合の指導に関すること	
警防係	S	消防水利の維持管理に関すること	最優先で強化
	S	消防資機材の維持管理及び操作技術の指導に関すること	消防資機材の維持管理を強化
	S	車両の安全運転管理に関すること	災害対策の強化
	S	機械器具の維持管理及び操作技術の指導に関すること	機械器具の維持管理を強化
	A	その他警防に関すること	警防業務に関する事項は業務を継続
	C	自衛消防隊の指導育成及び警備警戒に関すること	
	C	消防統計に関すること	
救急係	S	救急業務に関すること	最優先で強化

	S	救急資機材の維持管理に関すること	災害対策の強化
	C	救急隊の訓練に関すること	
救助係	S	救助業務に関すること	最優先で強化
	S	救助資機材の維持管理に関すること	災害対策の強化
	C	救助隊の訓練に関すること	

(分署)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
庶務係	S	庁舎及び附属施設の保守管理並びに備品の管理に関すること	最優先で強化
	A	その他庶務に関すること	平常時同様に業務を継続
	B	文書の収受、発送、整理及び保存に関すること	
予防係	A	火災の原因調査に関すること	平常時同様に業務を継続
	B	危険物に関すること	事務に関しては業務を一部縮小
	B	その他予防に関すること	予防業務に関する事項は一部を縮小
	C	火災予防並びに査察に関すること	
	C	消防用設備等の検査及び維持管理の指導に関すること	
	C	火災予防組合の指導に関すること	
警防係	S	消防水利の維持管理に関すること	最優先で強化
	S	消防資機材の整備保管に関すること	消防資機材の整備保管を強化
	S	救助業務に関すること	最優先で強化
	S	機械器具の維持管理及び操作技術の指導に関すること	機械器具の維持管理を強化
	A	諸警備及び警戒に関すること	平常時同様に業務を継続
	A	その他警防に関すること	警防業務に関する事項は業務を継続
	C	自衛消防隊の指導育成に関すること	
	C	救助隊の訓練に関すること	
救急係	S	救急救助業務に関すること	最優先で強化
	S	救急資機材の維持管理に関すること	災害対策の強化
	A	その他救急に関すること	救急業務に関する事項は

			業務を継続
	C	救急隊及び救助隊の訓練に関すること	

第5章 業務継続のための執行体制

1 執務体制

横手市消防本部では、横手市消防本部震災初動マニュアルにより横手市内において震度4の地震が発生した場合には、直ちに指定の職員が参集し、配備体制に入ることになっているが、災害発生状況によっては全職員の招集に切り替えることとしている。

また、震度5以上の地震が発生した場合には、勤務時間内の職員は、通常の執務体制から災害対応体制に速やかに切り替え、勤務時間外のすべての職員は、震度情報を覚知するか、職員一斉呼び出しによる呼び出し電話又はメールを受信後に速やかに参集する。やむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡する。

消防本部等に参集した職員は、基本的に災害対応業務に従事することとなるが、非常時優先業務を行うために必要とされた人員は、災害対策本部業務の状況を踏まえて当該業務に従事する。

なお、災害対応の班編制に当たっては、非常時優先業務の遂行に支障が生じないように、人員配置に工夫検討を要する。

2 安否確認

職員及びその家族の安全の確保は、職員が安心して業務を継続する上で非常に重要であり、また、業務継続に必要な人員資源を配分する上でも重要である。

横手市消防本部では、地震等災害が発生した場合、「職員一斉呼び出し」により職員の安否及び参集可否を電話又は携帯電話のメール機能を活用することにより確認している。

職員は、職員自身及びその家族の安否に関わる情報を確認後、呼び出し電話又はメールに速やかに回答することとしている。

3 権限委任

大規模災害発生時に迅速に対応して的確に業務を遂行するためには、組織内の指揮命令系統が確立されていることが重要である。

このため、非常時優先業務については、責任者が不在の場合に備えて、各組織において適切に意思決定できるよう、あらかじめ職務代行者の順位を定めておくこととし、非常時においては当該順序に従い権限委任を行う。

第6章 業務継続のための執務環境の確保

1 庁舎・設備

(1) 庁舎

消防本部等庁舎は、平成5年以降に建設されており、新耐震基準（昭和55年7月14日改正、昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令）を満たしている。

横手市地域防災計画では、横手市に最大の被害が予測される「横手盆地真昼山地連動地震モデル」における想定をマグニチュード8.1、最大震度7としているが、想定を超える地震が発生した場合、消防本部等庁舎の機能が使用不能となる可能性があるため、庁舎の機能を他の署所へ移設するなど地震発生場所や地震による被害状況による庁舎移設計画をあらかじめ検討する必要がある。

なお、職員の安全を確保するため、総務課および各署の当直責任者は、地震発生後速やかに執務上必要となる庁舎等の被害状況を確認し、必要な場合には立入禁止等の措置を講ずる。

(2) 電力

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給状況に依存するため、商用電源が停止した場合における非常用電源の確保が極めて重要である。

消防本部等庁舎は、商用電力の供給が停止した場合、自動的に非常用発電設備が起動することになっており、燃料補給及びエンジンオイル交換を実施することで、商用電源復旧までの電力が供給可能であり、パソコン、電話等の事務機器は通常どおり使用することができる。

ただし、冷蔵庫、電気ポット等、業務に直接関係しない電気製品や電気容量の大きな機器については、原則、その使用を禁止するとともに、常に非常用コンセントの負荷容量、OAパソコン、OAプリンターの使用可能状況等を把握しておく。

なお、高機能消防指令センターのシステムについては、独立した非常電源回路を備えており、当該センターに設置されている全ての機器については、通常どおりの使用が可能である。

(3) 物資の備蓄

想定する震度7以上の大規模地震が発生した場合、相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まり、災害応急対策業務等に従事する可能性があるため、物資の備蓄について考慮する。また、災害時応援協定締結業者（石油・飲料水・食料品等）との連携強化を図り災害対応物品の確保を図る。

ア 食料・飲料水・トイレ

ライフラインの復旧にしばらくの時間を要することを考慮し、市備蓄品のほか、職員

各自で3日分を目途に必要な食料及び飲料水を職場に備蓄（職員個人のロッカー等に保管）する。なお、登庁に際して職員は、3日分の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節により防寒対策、雨具、懐中電灯などを持参するものとする。（各家庭に常備しておく。）

トイレについては、下水道の復旧には相当の時間を要する可能性があることを踏まえ、長期化した場合は市備蓄の簡易型トイレに加え仮設トイレの設置を検討する。

イ 燃料

大規模災害発生時においては、燃料等の流通が滞ることが予想されるため、平時から車両、非常用発電設備等の予備燃料を備蓄する。

2 通信

大規模災害発生時には、電話のふくそうや不通が予想される。総務課は、職員に対し、固定電話及び公用携帯電話に設置されている災害時優先電話、一般電話の代替手段となる消防防災無線・衛星通信ネットワークの活用について、マニュアルの配布等により使用方法等の周知徹底を図る。

なお、消防救急無線システムが機能不全になったとしても、デジタル無線機同士で通信可能（短距離）であり、事前訓練等で通信距離の確認を行っておく。

3 情報システム

大規模災害発生後においても、業務継続に必要なデータ・記録の利用、電子メールを活用した情報の受発信等が円滑に行えるようにするため、情報システム等の維持・向上が重要である。

業務用データについては、それぞれのメンテナンスを委託している業者が毎月データをバックアップしており、最悪なケースにおいても1か月分の喪失で免れる体制となっている。

4 広報

大規模災害発生後は、住民や報道機関に対して、被災状況、災害対応状況等の情報を適切に提供することが重要であり、関係課との連携により、できるだけ速やかに報道発表及び情報提供できる体制をとる。その際、災害対応に関する広報の手段として、ホームページ、SNS等を活用して情報提供手段の多重化を図る。

また、ホームページサーバについても万全の対応が図れるように常時保守体制を確保し、より確実な情報提供に努める。

5 その他

(1) 来庁者・帰宅困難者等への対応

大規模災害が発生した際に庁舎内にいる来庁者や、周辺地域で被災し、何らかの援助を求めて庁舎を訪れる帰宅困難者等への対応については、庁舎内で対処することが必要であるが、災害対応などの非常時優先業務の遂行に支障が生じないように関係課と連携して対応する。

(2) 救護が必要な被災者への対応

職員、来庁者を問わず、被災により負傷した人への救護が必要な事態が想定される。この点について(1)と同様に取り扱うこととし、最低限の応急手当等の処置は職員で行えることが望ましい。

総務課は、救急資機材の配備・充実を行うとともに、職員に対しては、応急手当技術の習得に努めるよう指導する。

(3) 他の危機事象等への対応

国民保護法に定める緊急対処事態等の他の危機事象等にも適宜応用して対応を図る。

第7章 計画の検討・見直し

BCPについては、記載措置の実施状況について毎年度検討し、訓練や実災害を通じて問題点が明らかになった場合には、随時計画の見直し・修正を行うこととする。BCPの見直し・修正により、必要があると判断した場合には、横手市消防本部緊急消防援助隊受援計画、横手市消防本部震災初動マニュアル等についても見直しの対象とする。

附則

令和2年4月1日 施行

令和3年4月1日 一部改正（組織再編）救急課

令和4年4月1日 一部改正（組織職員数再編）通信指令室・消防署・山内分署